

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第6条の規定により、「東郷町新設小学校施設整備事業」を特定事業として選定したので、同法第8条の規定により、特定事業の選定における評価の結果を公表します。

平成16年12月17日

東郷町長 石川 伸作

東郷町新設小学校施設整備事業

特定事業の選定について

平成16年12月17日

東 郷 町

第1節 事業の概要

1 事業名称

東郷町新設小学校施設整備事業（以下、「本事業」という。）

2 事業場所

東郷町兵庫三丁目1番地

3 事業内容

新設小学校及び児童館の設計、建設、維持管理及び一部の運営業務

4 事業方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）（以下、「PFI法」という。）に基づき、事業者が本事業の実施に必要な資金の確保を自ら行った上で、東郷町（以下、「町」という。）の要求水準を満たす小学校校舎、屋内運動場、プール、屋外運動場及び児童館、並びにこれらに関連する施設及びこれらに附帯する工作物、什器備品等（総称して、以下、「本施設」という。）の設計及び建設を行い、完工後は町が本施設を所有し、事業者が本施設の維持管理業務及び一部の運営業務を実施する、BTO（Build-Transfer-Operate）方式により実施する。

第2節 事業の評価

1 評価の内容

町財政負担額に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価を行い、総合的な評価を行った。

（1）町の財政負担見込額による定量的評価

町の財政負担額算定の前提条件

本事業を町が直接実施する場合及びPFI法に基づく事業（以下、「PFI事業」という。）として実施する場合の財政負担額を算定するに当たり、主な前提条件を次の表のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は町が独自に設定したものであり、応募者の提案内容を制約するものではない。

表 財政負担見込み額算定の前提条件

	町が自ら実施する場合	P F I 事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	施設整備費（設計費、工事監理費、造成、解体、移設を含む建設費） 開所関連諸経費 維持管理・運営費 町側の人件費	サービス購入費 （設計費、工事監理費、建設費、維持管理費、運営費） 開所関連町人件費 アドバイザー委託費 モニタリング費
共通条件	事業期間 16年8ヶ月 （設計・建設 1年8ヶ月、維持管理・運営 15年） 割引率 4%	
資金調達に関する事項	国庫補助金 起債 一般財源	国庫補助金 起債 一般財源 出資金 民間金融機関借入
設計、工事監理、建設等に関する費用	概略の施設計画に基づき、同規模・同用途の他事例の実績及び近年の物価水準等を勘案して設定	町が直接実施する場合に比べて一括発注による効率化が図られ、事業者の創意工夫が発揮され、一定割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理に関する費用	町の同用途の施設における他事例の実績等を勘案して設定	町が直接実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定
運営に関する費用	町の同用途の施設における他事例の実績等を勘案して設定	町が直接実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定

財政負担額の比較

上記前提条件に基づく財政負担額について、町が直接実施する場合とP F I 事業として実施する場合とを比較すると次の表のとおりとなる。

なお、財政負担額は、事業期間を通じた町の毎年度の財政負担額を現在価値に換算し、その総額を算定したものである。

	町が直接実施する場合	P F I 事業として実施する場合
財政負担額（現在価値）	2,432（百万円）	2,171（百万円）
指数	100	89

(2) 定性的評価

本事業をPFI事業として実施することにより、以下に示す公共サービスの水準向上を期待することができる。

機能的な施設整備

建設、設計、維持管理及び一部の運営業務までを一括して民間事業者任せることになるため、個別に発注する場合に比べて民間事業者の有するノウハウや創意工夫が盛り込まれることにより、より利用しやすく、より機能的な施設を、より効果的に整備することが期待できる。

リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階であらかじめリスク分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により過度な町の費用負担を抑制することが可能となる。

新たな官民パートナーシップの形成

町にとって新しい事業手法を導入することにより、新たな官民パートナーシップが形成される機会となることが期待される。

3 評価の結果

本事業をPFI事業として実施することにより、町が本事業を直接実施する場合と比較すると、事業期間全体を通じた町の財政負担額について、約11%の縮減を期待することができるとともに、公共サービス水準の向上も期待することができる。

従って、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第6条に基づく特定事業として選定する。

以 上